

『空家等対策の推進に関する特別措置法』に基づく

勝央町空家等対策計画

令和4年2月1日改定

勝 央 町

— 目 次 —

第1章 計画の趣旨	1
1 背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の位置づけ	1
第2章 計画の方針	1
1 計画の対象区域	1
2 空き家の定義	2
3 計画期間	2
4 計画の目標	2
第3章 勝央町における空家等の現状・課題	2
1 勝央町の人口推計から	2
(1) 総人口の推移	3
(2) 年齢3区分別人口の推移	3
(3) 空き家等の増加	4
2 空き家等調査から	4
(1) 平成24年区長協力による空き家調査	4
(2) 平成25年ゼンリンによる空き家実態調査	4
(3) 空き家利活用アンケート調査	4
(4) 空き家調査管理システムの導入	4
(5) 住宅・土地統計調査から	4
3 空き家対策の問題・課題	5
(1) 防災・防犯上の問題	5
(2) 衛生上の問題	5
(3) 景観上の問題	5
(4) 利用促進の問題	5
(5) 苦情相談件数の増加の問題	5
第4章 空き家等対策の具体的施策	6
1 所有者等への効果的な支援	6
(1) 空き家情報バンク制度	6
(2) お試し住宅による空き家の利用促進	6
(3) 空き家補助制度	6
(4) 区長会などにおける空き家対策	8
(5) 既存空き家等の更なる有効活用	8
2 所有者等による空き家等の適切な管理の促進	8
(1) 管理不全空き家等の発生抑制	8
(2) 「まかせんちゃいリスト」の活用	8
3 所有者等からの空き家等に関する相談の充実	8
(1) 空き家相談窓口の開設	8
(2) 空き家相談会の実施	9

4	空家等の調査の実施	9
(1)	空き家等の調査	9
5	特定空家等に対する措置・対応	9
(1)	特定空家等の判断に係る基本的な考え方	9
(2)	特定空家等に対する対策の措置と手続き	14
(3)	既存法による措置	15
(4)	緊急時における安全措置の対応	16
6	空き家等に関する対策の実施体制の整備	16
(1)	庁内組織体制	16
(2)	勝央町空家等対策協議会	16
7	その他の空き家等に関する対策の実施	16
(1)	計画の進捗管理	16
(2)	条例について	17

参考資料

1	勝央町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例	18
2	勝央町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則	23

第1章 計画の趣旨

1 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきている。本町においても、平成25年の空き家実態調査から316件の空き家があり、人口減少高齢化率の上昇から、今後も空き家は増加すると考えられる。空き家になったにもかかわらず、適切な管理が行われずにそのまま放置されている状態の空き家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められている。

国は、この空き家問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）を施行し、また岡山県は、この法施行に併せて「岡山県空家等対策推進協議会」を平成27年8月に設立し、県、県内全市町村及び関係団体が一体となって空き家等の対策を総合的に推進していくこととしている。

町では、平成28年9月に「勝央町空家等適正管理及び活用促進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、総合的に対策を進めている。

2 計画の目的

「勝央町空家等対策計画」（以下、「計画」という。）は、法第6条及び条例第7条に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に実施し、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって魅力ある住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

3 計画の位置づけ

本計画は、法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空き家対策を効果的かつ効率的に推進するために、本町地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定するものである。したがって、本町の空き家対策の基礎となるものである。

なお、計画の推進にあたっては条例や勝央町振興計画、勝央町都市計画マスタープラン等に定めている空き家関連施策との整合性を図るものとする。

第2章 計画の方針

1 計画の対象区域

本計画の対象とする地区は、勝央町全域とする。

2 空き家の定義

本計画の定義する空き家とは、法第 2 条に定義されるものと同一とする。

法第 2 条第 1 項 「空家等」

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

法第 2 条第 2 項 「特定空家等」

「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

3 計画期間

計画期間は、令和 3 年度から見直しされた勝央町振興計画期間に合わせ前期基本計画の令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とし、町内における空き家等の動向や利活用の状況などを踏まえ、必要に応じて内容の改訂を行うものとする。

4 計画の目標

① 良好な環境で快適に暮らせるまち

管理不全な空き家等は周辺環境への悪影響の長期化が懸念され、多くの問題を生み出すことから、管理不全な空き家等の発生を防止することで地域の良好な住環境を維持し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを目指す。

② 安全・安心が守られるまち

管理不全な空き家等は、火災発生など地域住民への危険性が懸念されるため、空き家等の適切な管理を推進することにより、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

③ 災害に強いまち

建物の防災性能を高め、老朽化し危険な空き家等は除去を誘導するなど、災害に強いまちを目指す。

④ 移住・定住促進により活気のあるまち

移住に係る情報や居住地のニーズを整理し、相談窓口の一元化など地方への移住支援施策を推進することや、生活サービス機能の向上、定住促進を図ることで、活気のあるまちを目指す。

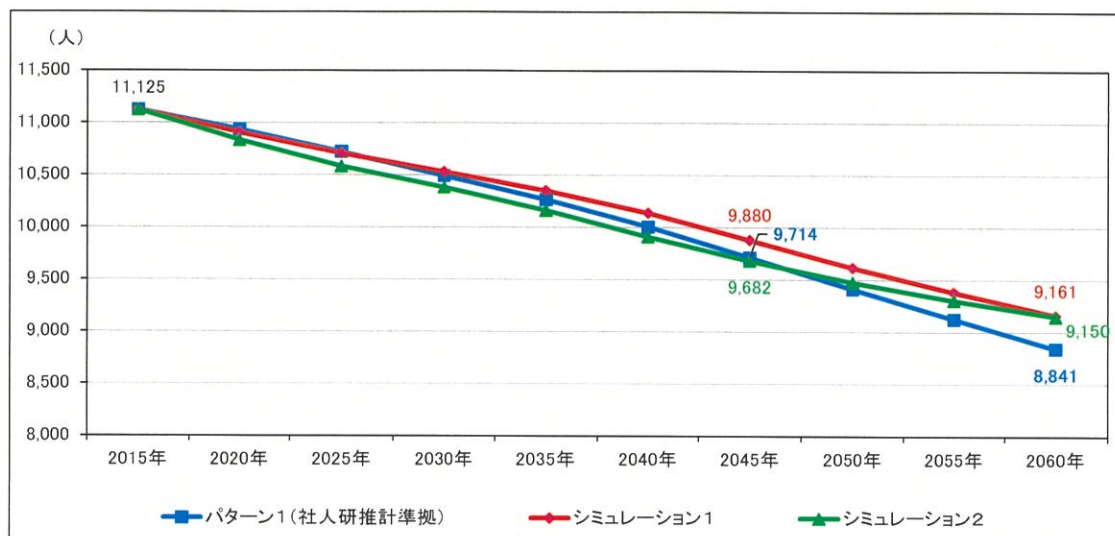
第 3 章 勝央町における空き家等の現状・課題

1 勝央町の人口推計から

(1) 総人口の推移

2045 年の本町の人口は、パターン 1 では 9,714 人、シミュレーション 1 では 9,880 人、シミュレーション 2 では 9,682 人、2060 年の人口は、パターン 1 では 8,841 人、シミュレーション 1 では 9,161 人、シミュレーション 2 では 9,150 人と、それぞれ算出された。※勝央町元気なまち総合戦略人口ビジョン（令和 3 年 1 月）から

図表 17 各推計による将来人口推計



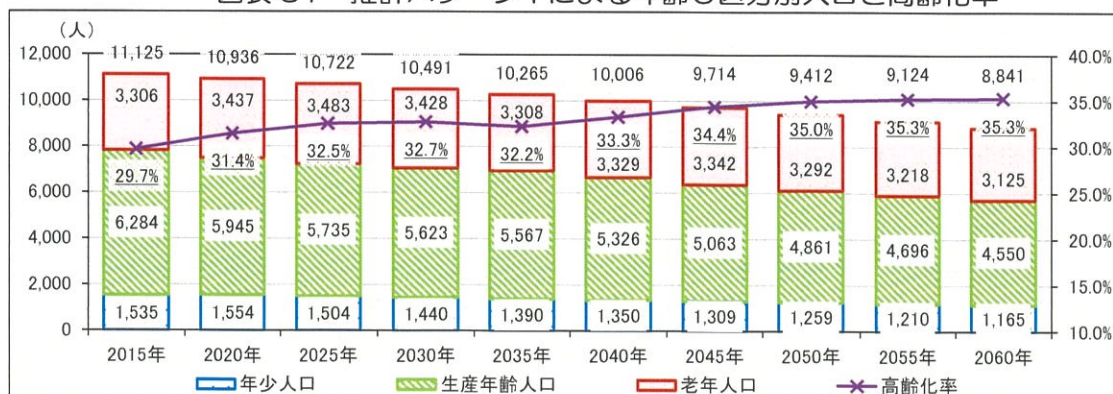
推計の種類	概要
パターン1 (社人研推計準拠)	全国の移動率について、足元の傾向が続くと仮定した推計
シミュレーション1	パターン1において、合計特殊出生率が2.1（人口置換水準）まで上昇した場合を想定
シミュレーション2	シミュレーション1＋移動均衡（移動がゼロ）となった場合を想定

(2) 年齢3区分別人口の推移

社人研推計準拠の推計（パターン 1）によると、2060 年には総人口が 8,841 人まで減少するという推計結果となっている。年少人口と生産年齢人口が減少するだけでなく、老年人口も 2025 年以降減少局面に移行し、2050 年頃には人口減少段階の「第 3 段階」に突入すると考えられる。高齢化率も上昇し、2050 年以降は 35% を超えることになる。

※勝央町元気なまち総合戦略人口ビジョン（令和 3 年 1 月）から

図表 31 推計パターン1による年齢3区分別人口と高齢化率



(3) 空き家等の増加

勝央町の人口は、平成7年をピークに、減少傾向にある。

また、27年国勢調査結果から全国的に、高齢化の進行とともに高齢者の単身・夫婦のみの世帯が増加しており、高齢者は持ち家率が高い傾向にある。

以上、現状としての空き家の増加に加え、高齢化と高齢者の持ち家率の高さ、人口減少により、勝央町では将来的な空き家の増加が懸念される。

2 空き家等調査から

(1) 平成24年 区長協力による空き家調査

報告数 184件

(2) 平成25年 ゼンリンによる空き家実態調査

報告数 316件（区長報告含む）←常時人が住んでない（使用していない）
と思われる家屋

《主な内容（すべて写真及びゼンリンの報告から判断）》

- ・外観から使用可能な物件約200件（貸家、倉庫含む）
- ・既に倒壊しているまたは、樹木に覆われ現地確認ができない物件67件
- ・屋根損傷22件、壁損傷12件など修繕が必要な物件
- ・残り物件は、既に解体または入居済みや他の用途に変わっている物件15件

勝央町の空き家数は、平成25年の実態調査で316件が確認されている。その後、除却・利活用などもあり、平成30年8月末現在308件となっているが、未調査の空き家も増えているのが現状である。

(3) 空き家利活用アンケート調査

発送231件 回収113件（空き家である87件、空き家でない26件）

空き家バンク登録希望者11件

(4) 空き家調査管理システムの導入

平成27年6月に25年調査のデータベース化を行った。その際、区長会が新規・取壊等の情報確認を行った。

(5) 住宅・土地統計調査から

別添2 第1表 居住世帯の有無(8区分)別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数(勝央町集計表)

勝央町	住宅総数			空き家率	対前回調査からの 空き家増減率
	総数	居住世帯あり	居住世帯なし		
		総数	空き家 総数		
平成25年調査	140	114	26	18.57%	8.33%
平成20年調査	140	116	24	17.14%	242.86%
平成15年調査	160	153	7	4.38%	—

※この分析は、総務省統計局『住宅・土地統計調査』の調査票情報を独自集計したものである

住宅・土地統計調査は、住宅の数、住宅の種類や設備、居住している世帯の状況、土地の保有状況など、私たちの住生活に関するさまざまなことがわかるが、そのうち空き家率や空き家の増減率を分析し今後の空き家等対策の基礎資料とする。

住宅・土地統計調査からわかる空き家率は、平成 15 年調査 4.38%、平成 20 年調査 17.14%、平成 25 年調査 18.57%、とだんだんと増加傾向にある。空き家の増減率は、平成 15 年調査から 20 年調査にかけては 242.86%増加し、平成 20 年調査から 25 年調査にかけては 8.33%増加している。平成 30 年住宅・土地統計調査の岡山県調査結果では、総住宅に占める空き家の割合（空き家率）は 15.6%[全国 13.6%]となり、平成 25 年（15.8%）より 0.2 ポイント減少している。

勝央町における住宅・土地統計調査は、地区抽出調査であるため、町全体空き家率の正確な数値は不明である。平成 25 年以降勝央町の調査はできていないが、依然増加傾向と予測している。

3 空き家対策の問題・課題

（１）防災・防犯上の問題

空き家等の老朽化が進むと災害時に必要な対処の妨げとなるほか、倒壊や瓦の飛散などによる被害が出ることも想定され防災上の問題がある。

また、不審者の侵入など防犯上にも問題がある。

（２）衛生上の問題

空き家等の敷地が樹木に覆われたり、動物のすみかになって近所に被害をもたらすことが考えられる。

また、ごみの不法投棄場所となることも考えられる。

（３）景観上の問題

観光地や集落の中心、道路わきに空き家等があると、景観が悪くなり、その場所の印象がとても悪くなる問題がある。

（４）利用促進の問題

勝央町の空き家数は、平成 25 年の実態調査で 316 戸が確認されているにもかかわらず、空き家バンクの所有者登録件数は年間 6 件程度となっている。

空き家バンクに登録される物件は、改修を要する等の理由により市場性が乏しく、流通されにくい状態にある。バンクへの登録の啓発に加え、登録物件の流通を促進し、利用希望者の増加を図るための対策が求められる。

（５）苦情相談件数の増加の問題

相談苦情件数は、増加傾向にあり、令和 2 年度は年間 10 件以上となっている。相談苦情内容は、多様化しており、「樹木・雑草の繁茂等」、「管理不全（ガラス破損・付属物破損等）」「瓦の飛散」等である。

※2 年度受付の苦情処理状況

受付件数	これまでの処理状況
14 件	補助金による除却 9 件、文書通知 1 件、相続関係調査 2 件、電話処理 2 件

第4章 空き家等対策の具体的施策

1 所有者等への効果的な支援

(1) 空き家情報バンク制度

町内の空き家の有効活用と定住促進を目的として、平成26年度から「勝央町空き家情報バンク」制度を創設し、情報提供を行っている。

登録数は所有者登録が年間6件程度、利用者登録が年間10件程度となっている。

①空き家情報バンクの充実

空き家のうち民間不動産などの流通に乗りにくいものが、空き家情報バンクへ登録されることが多いため、空き家情報バンクへの登録が直接空き家の流通促進につながりにくい。

そのため、空き家情報バンクに登録された空き家のうち、そのまま利用が可能なもの、リフォームなどの改修が必要なものに区分し、リフォームが必要なものについては、所有者等が希望した場合に専門家などからリフォームのアドバイスをもらえる仕組みを構築する。

さらに、改修費、片づけ費、除却費用等の補助金など、利活用に関し、所有者へのインセンティブを与え、利用促進を図る。

(2) お試し住宅による空き家の利用促進

勝央町の風土及び日常生活を一定期間体験するお試し住宅の活用を促進し、移住・定住希望者を増やすとともに、空き家情報バンク物件の紹介も行い、移住・定住情報の拡大に努める。

(3) 空き家補助制度

移住・定住促進と空き家の利活用促進のため、下記の補助事業を行っている。必要に応じ、支援の拡大を図り空き家解消のインセンティブを与える。

●勝央町定住促進補助金

空き家情報バンクに登録された物件で、空き家を改修する所有者等又は入居者に対し、空き家の改修費用・購入費用の一部を補助する。

申請者	区分	助成金額	加算額等
空き家を所有者が改修を行う場合	5年以上賃貸または無償で使用する空き家を改修する場合で、かつ、その費用が30万円以上のもの	補助対象工事に要する費用に3分の1を乗じた額(算出した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし50万円を限度とする。	
賃借者が行う改修の場合	5年以上暮らすための空き家を賃借または無償	補助対象工事に要する費用に3分の1を乗じた額(算出	1 補助金の交付申請日において中学生以下の子を養育する者が申請する場合、

	で使用する 場合で、かつ、その改修費用が30万円以上のもの。	した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし50万円を限度とする。この額に右の表中1の額を加えた額(限度額70万円)と補助対象工事費のいずれか低い額とする。	中学生以下の子1人につき10万円を加算する。
移住者が空き家を購入する場合	5年以上暮らすための空き家を購入する場合で、かつ、その購入費用(敷地土地代含む)が40万円以上のもの。	補助対象購入費用に2分の1を乗じた額(算出した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし80万円を限度とする。この額に右の表中1の額を加えた額(限度額100万円)と補助対象購入費のいずれか低い額とする。	1 補助金の交付申請日において中学生以下の子を養育する者が申請する場合、中学生以下の子1人につき10万円を加算する。

●勝央町定住促進空き家片づけ事業補助金

空き家バンクに登録された物件で、空き家の所有者か、空き家の所有者と売買契約又は賃貸契約若しくは使用貸借契約を締結した利用者に対し、空き家の家財道具等の処分費を補助する。

対象者	補助金額
・ 空き家バンク登録物件の所有者 ・ 空き家バンク登録物件の売買契約または賃貸借契約若しくは使用貸借契約を締結した利用者 ・ その他町長が認める者	・ 対象費用の2分の1以内 ・ 10万円限度

●勝央町空家等除却事業費補助金

町民の生活環境と安全で安心な魅力ある地域社会実現のため、適正な管理が行われていない空家等の除却を行う所有者に対し、除却費用の一部を補助する。

補助対象者	補助対象空家等	補助金額
・ 対象空家等の所有者と	・ 町内に所在するもの	・ 対象費用の2分の1以内

して登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に記載されているもの ・上記の相続人	・特定空き家等に認定されたもの又はそれになり得るもの ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの など	・50 万円限度 （町内の業者を使った場合は、10 万円加算あり）
---	---	--------------------------------------

（４）区長会などにおける空き家対策

勝央町区長会では、各地区区長が中心となり、平成 24 年・27 年に実施した空き家調査に全面的に協力し、管轄の区内空き家情報を提供し、調査完了した。

以後、各管轄区内の空き家情報や危険空き家等の情報を随時提供している。

（５）既存空き家等の更なる有効活用

勝央町は、すでに勝間田地区に空き家を「勝間田コミュニティハウス」に活用する支援を行っている。また、寄贈いただいた空き家を改装し「勝央こころざしシェアスペース」を開設し、しょうおう支援協会に管理運営を委託し、地域活性化を図っている。

特定空き家等として認定された空き家の有効活用や除却について、地域のまちづくりとして町が実施主体となって有効活用できるものについては、個別に計画を立てて実施するものとする。

特定空き家等として認定された空き家の有効活用や除却について、地域のまちづくりとして民間事業者等が実施主体となって有効活用できるものについては、支援策を検討する。

2 所有者等による空き家等の適切な管理の促進

（１）管理不全空き家等の発生抑制

空き家相談、広報やホームページ、固定資産納税通知書発送文書等を活用し、所有者等へ空き家等の適正な管理の重要性や管理不全の空き家による周辺環境への影響などを啓発するとともに、空き家等に関する町の取組について広く周知する。

（２）「まかせんちゃいリスト」の活用

空き家等のリフォーム、解体などに関する所有者等からの相談に対して、勝央町が募集し登録している「空き家の改修工事なら・・・「まかせんちゃいリスト」」業者を活用し、改修・解体工事業者の情報提供を行う。

3 所有者等からの空き家等に関する相談の充実

（１）空き家相談窓口の開設

空き家に関する多岐にわたる相談に対し、迅速にかつ適正に対応するため勝央町総務部 元気なまち推進室内に空き家に関する総合窓口を設置し、空き家に関する情報の一元化や関連部局との共有化を推進する。

(2) 空き家相談会の実施

空き家の専門家（建築士・宅地建物取引業者・司法書士等）など各機関と協力して相談会を開催する。

4 空き家等の調査の実施

空き家等の管理・活用を推進するため、次の調査を実施する。

(1) 空き家等の調査

①町による空き家等実態調査の実施

計画期間内に1回、空き家実態調査を実施する。

②空き家等の所有者等の調査

空き家等実態調査の情報に基づき、土地建物登記簿、固定資産課税台帳、住民基本台帳、戸籍簿等のから、所有者等を把握する。

③空き家等のデータベース構築

空き家実態調査の結果を、一元化できるデータベース「空き家調査管理システム」で、空き家等の位置を入力管理する。

空き家等の状態等を「調査シート」に入力し、空き家の管理状況などを把握する。

5 特定空家等に対する措置・対処

(1) 特定空家等の判断に係る基本的な考え方

特定空家等に関する判断は、国土交通省が発表している「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に基づき、勝央町空家等対策協議会に諮り慎重に判断する。

【特定空家判断の具体的な基準】

1. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

目視箇所・判断箇所	具体的な基準
イ 建築物の著しい傾斜	材の破損や不同沈下等により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断 ☐ 基礎に不同沈下がある ☐ 柱が 1/20 超傾斜している
ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	基礎及び土台 基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断

	☐ 基礎が破損又は変形している ☐ 土台が腐朽、損傷、蟻害がある ☐ 土台の緊結金物に著しい腐食がある ☐ 基礎と土台にずれが発生している
□ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等 構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断 ☐ 複数の柱・はりにずれが発生している ☐ 複数の筋かいに大きな亀裂が発生している ☐ 柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している ☐ 地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される ☐ 堆雪時に建築物に加わる荷重に対して安全性が懸念される

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

目視箇所・判断箇所	具体的な基準
イ 屋根ふき材、ひさし又は軒	全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断 ☐ 屋根が変形している ☐ 屋根ふき材が剥落している ☐ 軒の裏板、たる木等が腐朽している ☐ 軒がたれ下がっている ☐ 雨樋がたれ下がっている
□ 外壁	全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断 ☐ 壁体を貫通する穴が生じている。 ☐ 外壁の仕上げ材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。 ☐ 外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。
ハ 看板、給湯設備、屋上水槽等	転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況などを基に総合的に判断

	☐ 看板の仕上材料が剥落している。 ☐ 看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。 ☐ 看板、給湯設備、屋上水槽等が破損・脱落している ☐ 看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している
ニ 屋外階段又はバルコニー	全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断 ☐ 屋外階段、バルコニーが腐食、破損、脱落している ☐ 屋外階段、バルコニーが傾斜している
ホ 門又は塀	全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断 ☐ 門、塀にひび割れ、破損が生じている ☐ 門、塀が傾斜している

(3) 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある

目視箇所・判断箇所	具体的な基準
イ 擁壁等	擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断 ☐ 擁壁表面に水がしみ出し、流出している ☐ 水抜き穴の詰まりが生じている ☐ ひび割れが発生している 擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害状況）と変状点の組み合わせ（合計点）により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価 ※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省都町局都町安全課）

2. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

目視箇所・判断箇所	状態の例
イ 建築物又は設備の破損等	☐ 吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況 ☐ 浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障がある ☐ 排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障がある

□ ごみ等の放置、不法投棄	☐ ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障がある ☐ ごみ等の放置、不法投棄により、多数の鼠、蝇、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障がある
---------------	--

3. 周囲の景観と著しく不調和な状態

目視箇所・判断箇所	状態の例
イ 建築物、敷地等	☐ 地区計画など地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態 ☐ 屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり、汚れたまま放置されている ☐ 多数の窓ガラスが割れたまま放置されている ☐ 看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている ☐ 立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している ☐ 敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている

4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

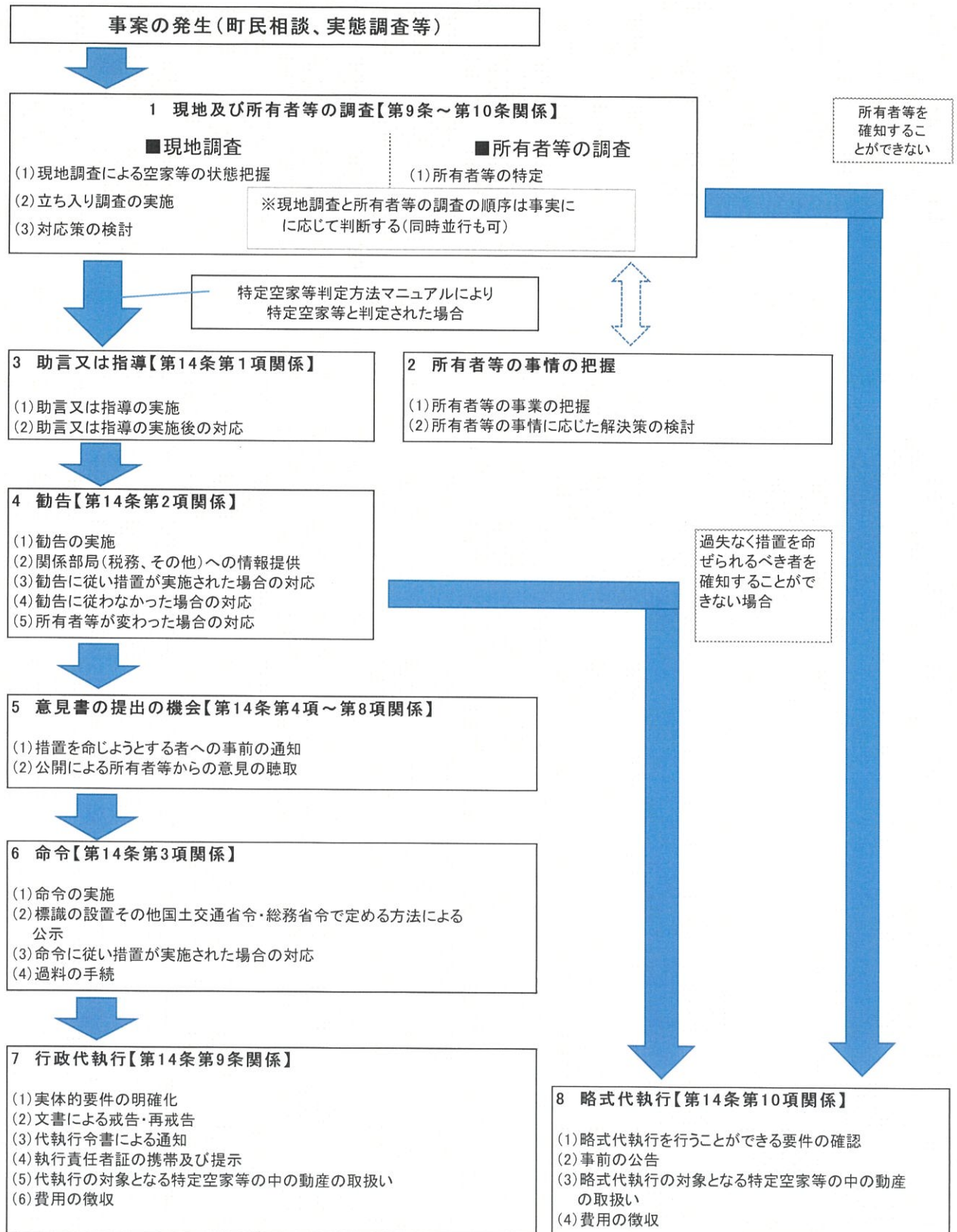
目視箇所・判断箇所	状態の例
イ 立木	☐ 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている ☐ 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている
□ 空家等に住みついた動物等	☐ 動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている ☐ 動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている ☐ 敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている ☐ 多数の鼠、蝇、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている ☐ 住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある ☐ シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある
ハ 建築物等の不適切な管理等	☐ 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている

	☐ 屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている ☐ 周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している
--	---

(2) 特定空家等に対する対策の措置と手続

管理不全となった空き家について、法に基づく特定空家等の判断と行政代執行までの流れは以下のフローの通りとする。

法における「特定空家等に対する措置」の手順フロー



(3) 既存法による措置

管理不全となった空き家に対する対応として、法のほか、建築基準法・消防法・道路法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・災害対策基本法等の既存法での対応も考えられることから、当該空き家の状況を踏まえ総合的に判断する。

■空き家管理に関する法令（抜粋）

法律	範囲	主な概要
建築基準法	勧告 命令 代執行	損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となるおそれがある建築物の除去、移転、改築、増築、修繕、模様替え、使用中止、使用制限その他保安上または衛生上必要な措置をとることを勧告、命令、行政代執行することができる。 【建築基準法第 10 条「保安上危険な建築物等に対する措置」】
道路法	命令	道路管理者は、道路（第 71 条）及び条例で指定する沿道区間（第 44 条）において道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために必要な措置を命ずることができる。 【道路法第 43 条「道路に関する禁止行為」】
廃棄物処理法	命令 代執行	一般廃棄物処理基準に適合しないごみや産業廃棄物等の不法投棄等により、生活環境の保全上支障がある場合に、市町村長は支障の除去・防止に必要な措置を命ずることができる。命令に従わない場合は、代執行することができる。 【廃棄物処理法第 19 条の 4「一般廃棄物に対する措置命令」】
消防法	命令 代執行	消防長、消防署長、その他の消防吏員は、屋外において火災の予防上危険な場合等について、空き家の周辺に放置された燃焼のおそれのある物件などの除却等を命ずることができる。 消防長又は消防署長は措置を履行しないとき等は、代執行することができる。 【消防法第 3 条「屋外における火災の予防又は障害除去のための措置命令等」】
災害対策基本法	一時使用 収用 除却	市町村長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。また、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。 【災害対策基本法第 64 条「応急公用負担等」】

(4) 緊急時における安全措置の対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合においては災害対策基本法における応急公用負担等を実施するが、空き家等の所有者等に対して、指導等を行う時間的余裕がなく、町民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことが明らかであり、かつ、緊急安全措置の実施がやむを得ないと判断した場合は、原因となっている空き家等に必要な措置を行うものとする。

6 空き家等に関する対策の実施体制の整備

(1) 庁内組織体制

勝央町空家等対策担当者連絡会議を設け、町内の空き家等に関する情報の共有化を進めるとともに、定期的に対策協議などを実施する。

担当部署	担当内容	役割
総務部元気なまち推進室	事務局、総合窓口（相談体制、空家の利活用）	活用（空き家バンク、改修・除却・片づけ補助）総合窓口、担当者連絡会、空家等対策協議会の開催など
総務部消防防災担当	防災・消防	災害対策基本法、火災予防など
産業建設部	建築	建築基準法、調査など
健康福祉部	環境	環境に関する調査、助言など
上下水道部	所有者・使用者情報等	所有者・使用者調査や開栓情報など
税務住民部	課税、相続	地方税法、課税台帳、相続調査など

※その他必要に応じて協力要請：教育振興部

(2) 勝央町空家等対策協議会

本計画を検討する法定組織を継続し、空き家対策全般について専門的な立場から協議を実施するとともに、特定空家等の認定や意見書に対する内容の答申を行う。

組織	役職
行政	町長
地域住民代表	勝央町区長会会長
地域住民代表	勝央町民生委員会協議会会長
町議会	総務産業委員長
学識経験者（法務）	岡山弁護士会
学識経験者（法務）	岡山地方法務局津山支局
学識経験者（法務）	岡山県司法書士会
学識経験者（不動産）	岡山県宅地建物取引業協会
学識経験者（建築）	岡山県建築士会
学識経験者（不動産）	岡山県土地家屋調査士会

7 その他空き家等に関する対策の実施

(1) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理を行うため、定期的に勝央町空き家等対策協議会を開催し、空き家対策について意識啓発や支援等の事業実績や現状の課題を報告し、必要に応じて計画の見直しを行う。

別途策定済みの「勝央町元気なまち総合戦略」において設定されている空き家等の対策に伴う「重要業績評価指標（KPI）」についても実績を報告し、必要に応じて目標の見直しや事業の新設・改善・廃止等を検討する。

【空き家関連 KPI】

空き家改修等助成件数（累計） 15 件（R3.3 末）→30 件（R8.3 末）

(2) 条例について

法の施行は、自治体としての事務執行の根拠とする法律となった。しかし、法ではカバーできない領域や具体的な事務執行に関し具体的な対応が記載されていないこともある。

町民の生活環境の保護やスムーズな事務執行を行う上で、必要であると判断すれば具体的内容について、条例化等を検討していくこととする。

【参考資料】

1 勝央町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成 28 年条例第 19 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、空家等の適切な管理及び活用促進を図るため、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び町の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について、必要な事項を定めることにより、防災、衛生、景観等の町民の生活環境を保全し、安全で安心な魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「空家等」とは、町の区域内に存する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この条例において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

3 この条例において「町民等」とは、町内に居住する者並びに本町の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）及び区域内を通過する者をいう。

（所有者等の責務）

第 3 条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等の適切な管理に努めなければならない。

（町の責務）

第 4 条 町は、特定空家等の発生を未然に防止するとともに、空家等の適切な管理及び活用促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。

（町民等の役割）

第 5 条 町民等は、特定空家等の増加防止を図るため、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、町がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 特定空家等であると疑われる空家等を発見した町民等は、速やかに町にその情報を提供するように努めるものとする。

（当事者間における解決の原則）

第 6 条 特定空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

（空家等対策計画）

第 7 条 町長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

(2) 計画期間

(3) 空家等の調査に関する事項

- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置（第 15 条の規定による助言若しくは指導、第 16 条の規定による勧告、第 17 条の規定による命令又は第 18 条の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 町民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 町長は、空家等対策計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の実施に当たり、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策協議会の設置)

第 8 条 町が行う空家等に関する対策の適切な推進に資するため、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、勝央町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画について、前条第 3 項の規定により意見を述べること。
- (2) 第 14 条第 1 項の規定による特定空家等の認定の基準について、諮問に応じ審議すること。
- (3) 第 14 条第 1 項の規定による特定空家等の認定について、同条第 2 項の規定により意見を述べること。
- (4) 第 16 条第 1 項の規定による勧告について、同条第 2 項の規定により意見を述べること。
- (5) 第 18 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による代執行について、同条第 3 項の規定により意見を述べること。
- (6) その他町長が必要と認めること。

3 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

4 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(立入調査等)

第 9 条 町長は、町の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 町長は、第 14 条第 1 項に規定する特定空家等の認定並びに第 15 条、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 町長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 町長は、第 2 項の規定により当該職員又はその委任した者を必要な場所に立ち入らせようとする場合が必要であると認めるときは、専門的な知識を有する者その他必要な者を同行させ、意見を求めることができる。

5 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を

携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 町長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、法第10条第1項の規定により、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 町長は、法第10条第3項の規定により、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 町は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条から第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 町は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 町は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等の認定)

第14条 町長は、空家等に関し第5条第2項の情報提供を受けたとき又は特定空家等であると疑われるときは、第9条第1項又は同条第2項の規定による調査を行い、当該空家等が現に特定空家等であると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。

2 町長は、前項の規定により認定をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、特定空家等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(助言又は指導)

第15条 町長は、前条第1項の規定により認定した特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第16条 町長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定により勧告しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くことができる。

(命令等)

第 17 条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 町長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 町長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第 1 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 町長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第 1 項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の 3 日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第 4 項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

(代執行等)

第 18 条 町長は、前条第 1 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 町長は、前条第 1 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第 15 条の助言若しくは指導又は第 16 条の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第 1 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、町長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 町長は、前 2 項の代執行をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

(公示等)

第 19 条 町長は、第 17 条第 1 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

2 前項の標識は、第 17 条第 1 項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(適用除外)

第 20 条 第 17 条第 1 項の規定による命令については、勝央町行政手続条例（平成 10 年 3 月 12 日条例第 2 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

(緊急安全措置)

第 21 条 町長は、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 前 2 項の措置に要した費用は、当該空家等の所有者等の負担とする。

(関係機関との連携)

第 22 条 町は、特定空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

2 勝央町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則（平成 28 年規則第 20 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び勝央町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成 28 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第 2 条 町長は、条例第 5 条第 2 項の規定による情報の提供（以下「情報提供」という。）を受けたときは、次に掲げる書類を作成するものとする。

（1）空家等に関する情報受付簿（様式第 1 号）

（2）空家等管理台帳（様式第 2 号）

（協議会の組織）

第 3 条 勝央町空家対策協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、町長のほか、地域住民、町議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の適当と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命した者とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、町長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（守秘義務）

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、総務部元気なまち推進室において処理する。

（立入調査等）

第 7 条 条例第 9 条第 1 項の規定による調査のうち、空家等の実態把握のため実施する外観目視調査は、当該空家等の管理状況及び周辺の生活環境へ及ぼす影響について項目を定め、当該項目ごとにその状況を調査するものとする。

2 条例第 9 条第 2 項の規定による立入調査は、空家等が特定空家等であるか否かを判断する基準項目を定め、当該項目ごとにその程度を判定し、または特定空家等に対する除却、修繕、立木竹の伐採

その他周辺の生活環境の保全を図るための必要な措置を調査するものとする。

3 前2項に規定する項目及び基準は、岡山県空家等対策推進協議会が策定する基準等を参考に協議会の意見を聞いた上で別に定める。

4 条例第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(様式第3号)により行うものとする。

5 条例第9条第5項の証明書は、立入調査員証(様式第4号)とする。

(特定空家等の通知)

第8条 町長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、当該特定空家等の所在及び状態、周辺の生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等(空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。)であることを、特定空家等該当通知書(様式第5号)により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確認することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、町長は、当該特定空家等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書(様式第6号)により当該所有者等に対し通知するものとする。

(助言又は指導)

第9条 条例第15条の助言(以下「助言」という。)は、原則として口頭により行うものとする。

2 条例第15条の指導は、助言を行った場合で特定空家等の状態に改善が認められないとき、又は助言ができないときに、指導書(様式第7号)により行うものとする。

(勧告)

第10条 町長は、条例第16条第1項の規定により勧告を行おうとするときは、勧告書(様式第8号)により行うものとする。

(命令及び事前通知)

第11条 条例第17条第1項の規定による命令は、命令書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第17条第2項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第10号)とする。

3 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第11号)により意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。

(公開による意見聴取)

第12条 条例第17条第3項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求しようとする者は、公開による意見の聴取請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 条例第17条第5項の規定による通知は、公開による意見の聴取通知書(様式第13号)により行うものとする。

3 条例第17条第5項の規定による公告は、勝央町公告式条例(平成14年3月13日条例第8号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(代執行等)

第13条 条例第18条第1項に規定する措置を行う場合において、次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 3 条第 1 項の文書 戒告書(様式第 14 号)

(2) 行政代執行法第 3 条第 2 項の代執行令書 代執行令書(様式第 15 号)

(3) 行政代執行法第 4 条の証票 執行責任者証(様式第 16 号)

2 条例第 18 条第 2 項の規定による公告は、勝央町公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示により行うほか、その掲示があった旨を官報に掲載するものとする。

(公示等)

第 14 条 条例第 19 条第 1 項に規定する標識は、様式第 17 号によるものとする。

2 条例第 19 条第 1 項に規定する規則で定める方法は命令書の公告とし、勝央町公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(緊急安全措置)

第 15 条 条例第 21 条第 2 項に規定による通知は、空家等に対する緊急安全措置実施通知書(様式第 18 号)により行うものとする。

2 条例第 21 条第 2 項に規定による公告は、前項の通知書を勝央町公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示により行う。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。